



「当金庫退職者の皆様へ」

あなたの『企業年金（全国信用金庫厚生年金基金）』お忘れではありませんか？

○勤続10年未満で退職された方も、手続きをすれば「企業年金（全国信用金庫厚生年金）」を受け取ることができます。

○原則として、60歳から年金を受け取れます。

住所や氏名を変更された方は、手続きが必要です。万が一、手続きをされなかった場合は、年金に関する案内等が届かず、年金をお受け取りにならないことがあります。

詳しくは、企業年金連合会のサイトをご覧ください。

<http://www.pfa.or.jp/>

[全国信用金庫厚生年金基金のホームページはコチラ](#)